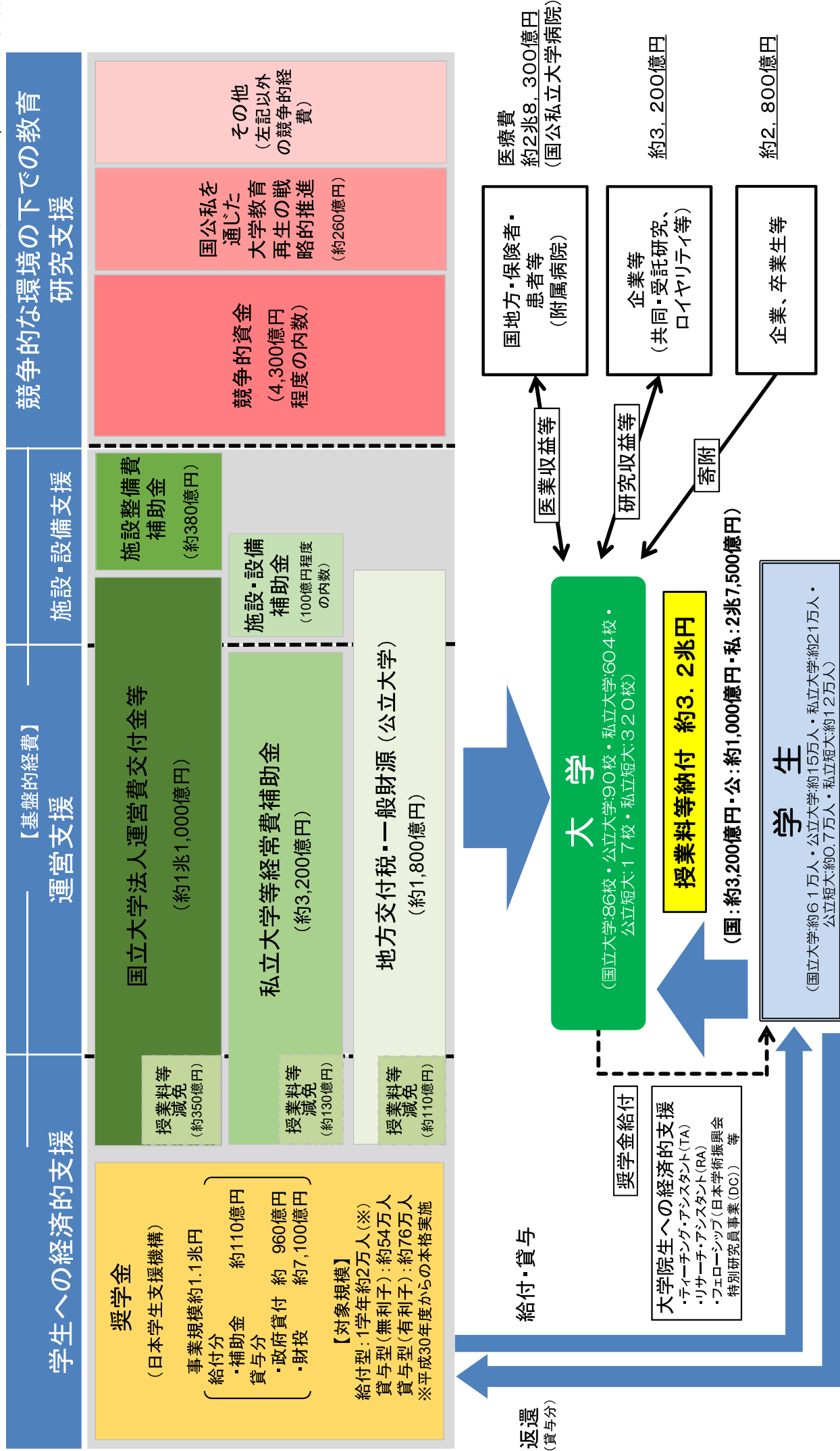


# 高等教育の改革を支える 支援方策の在り方について

# 大学段階における財政措置と費用負担の仕組み

※教育再生実行会議第八次提言参考資料(p.24)を修正・更新



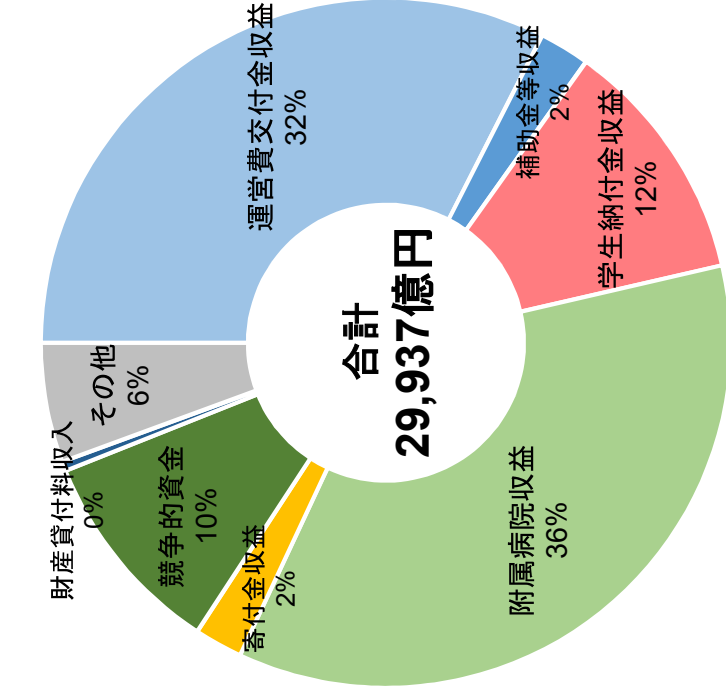
注) 財政措置は平成30年度予算(当初)をベースに算出。(国立大学法人運営費交付金等及び施設整備費補助金は大学共同利用機関法人等分も含む。私立大学等経常費補助金は高等専門学校を設置する学校法人分も含む。施設・設備補助金は高等学校等を設置する学校法人分も含む。)公立大学は平成29年度の各都道府県市町村の各都道府県市町村の各公立大学に対する当初予算を合計した数値。大学数、学生数は平成29年度の数値(募集停止校を含む)。授業料等納付額は平成28年度の数値(大学院・短期大学の合計)。学生への経済的支援に関しては、このほか税制上の優遇措置(勤労学生控除、扶養控除等)も実質的に支援の機能を有している。医療費は厚生労働省「平成28年度 医療費の動向」による平成28年度の数値(Ⅲ 医療機関種類別の概算医療費 (1)入院・入院外計 表6-1 医療費の推移)。研究収益等は文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」による平成28年度の数値。(共同研究全体・受託研究全体の研究費受入額、治験等の試験・調査費受入額、知的財産権等収入額)寄附金額については、1つの法人が大学以外の学校種を設置している場合には、当該学校種に対する寄附金も含まれる点に留意。

# 日本の大学の財政状況

国立大学法人の収入の財源別比率は、公財政（運営費交付金、補助金等収益の合計）が34%、学生納付金が12%である。また、公立大学の財源別比率は、公財政（一般財源都府県市負担額、国・都道府県市支出金の合計）が32%、学生納付金が15%である。これに対して、私立大学法人（附属病院や設置する高等学校以下の学校の収入も含む）は、学生納付金が51%を占める。

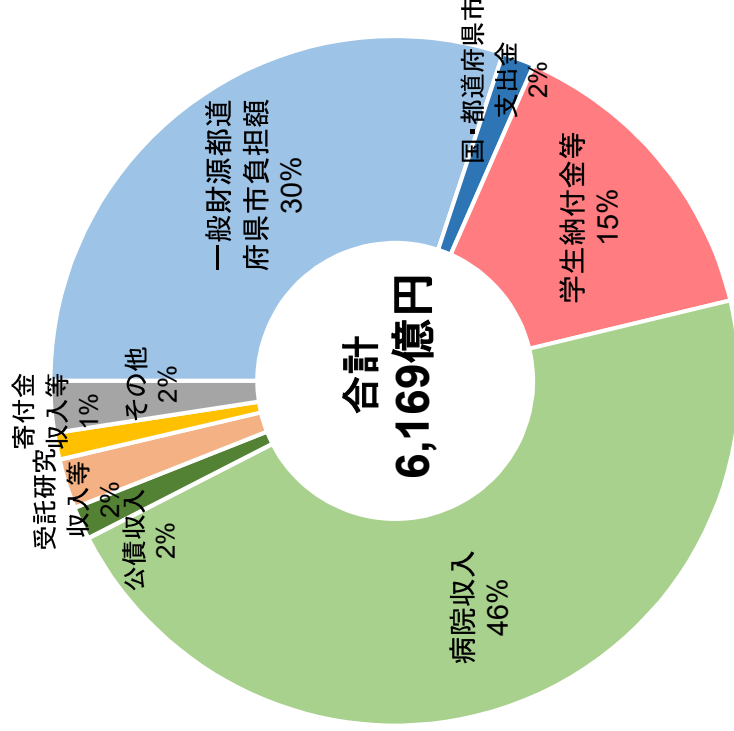
国立大学法人の収入状況（平成28年度）

（經常収益）



出典：各国立大学法人の平成28事業年度の財務諸表を基に文部科学省作成

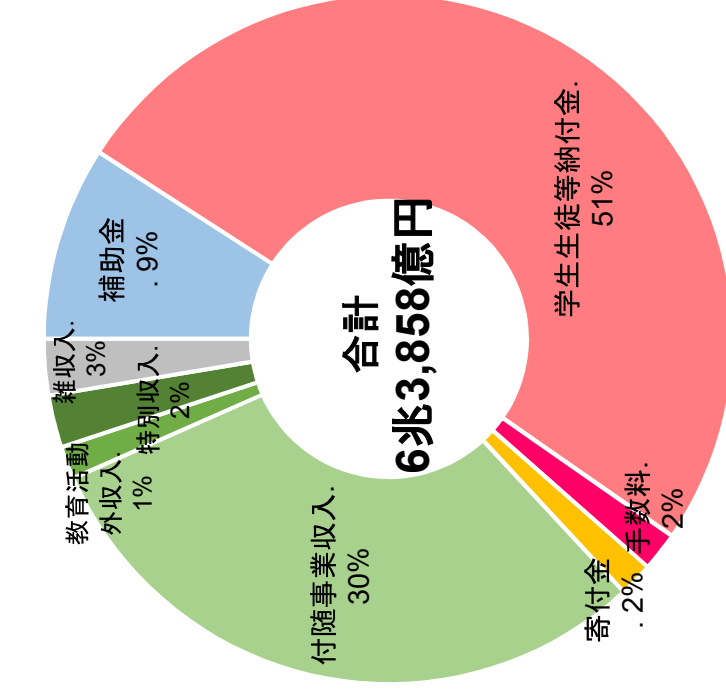
公立大学の収入状況（平成28年度）



出典：公立大学実態調査（公立大学協会）H28決算のデータを基に文部科学省作成

私立大学の収入状況（平成28年度）

（大学法人の事業活動収入）



出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成29年度版）」

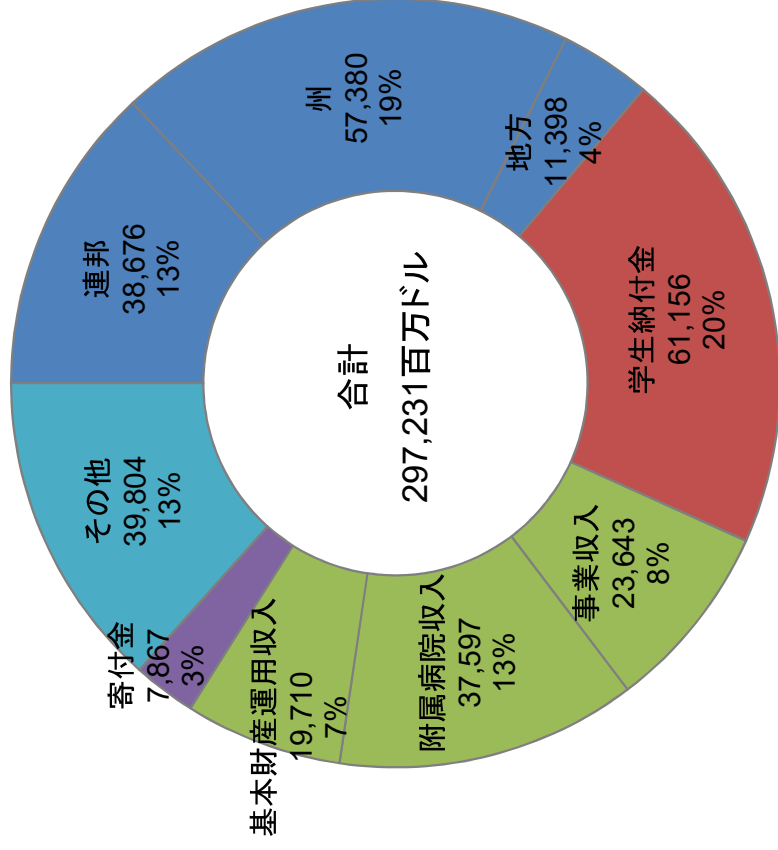
※548法人の事業活動収支計算書を集計

※大学（短大を含む）を設置している学校法人が高等学校以下の学校も設置している場合、それらの学校の収入も含む。

# アメリカの大学の財政状況

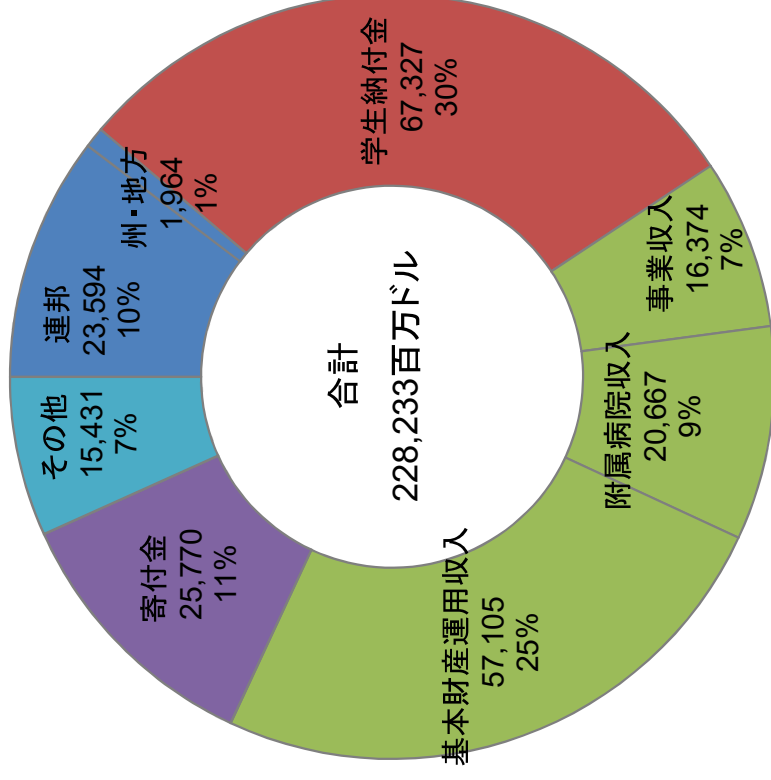
州立大学と私立大学のいずれもが多様な収入源を持つ点は共通しているが、財源別の収入構造の比率にはそれぞれ特徴がある。州立大学の収入の財源別比率は、公財政（連邦、州、地方の合計）が36%、学生納付金が20%である。これに対して私立大学は、公財政が11%、学生納付金が30%となっている。

## 州立大学収入の財源別構成（2013年）



連邦教育省の統計 (U.S. Department of Education, Digest of Education Statistics 2015, Tab.333.10) を元に作成。

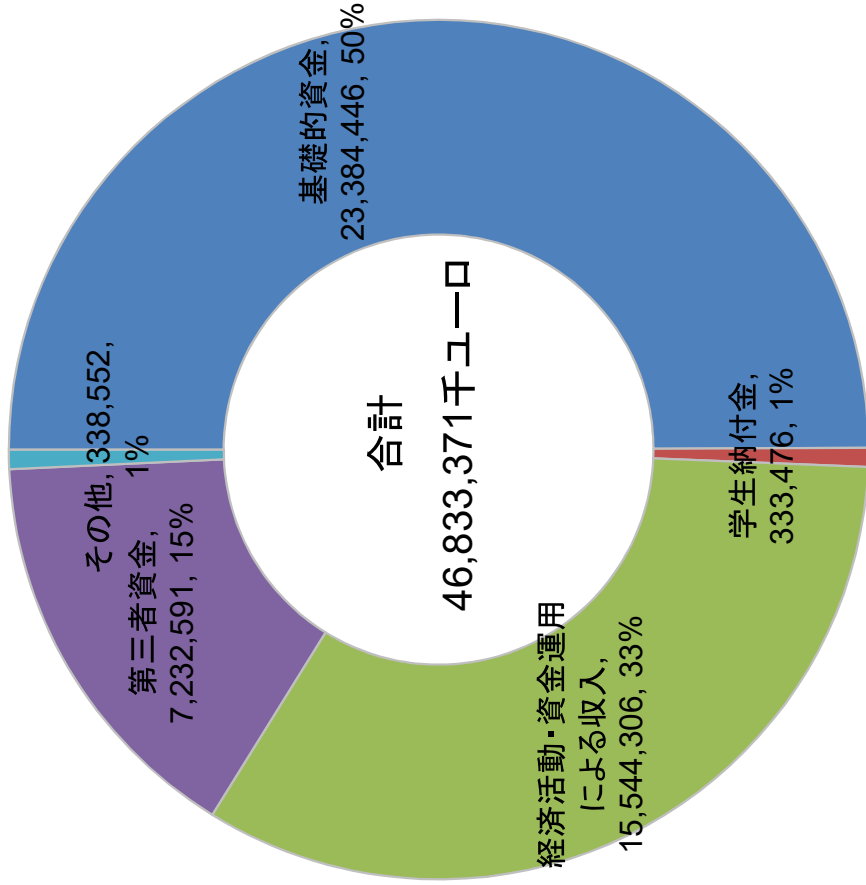
## 私立大学収入の財源別構成（2013年）



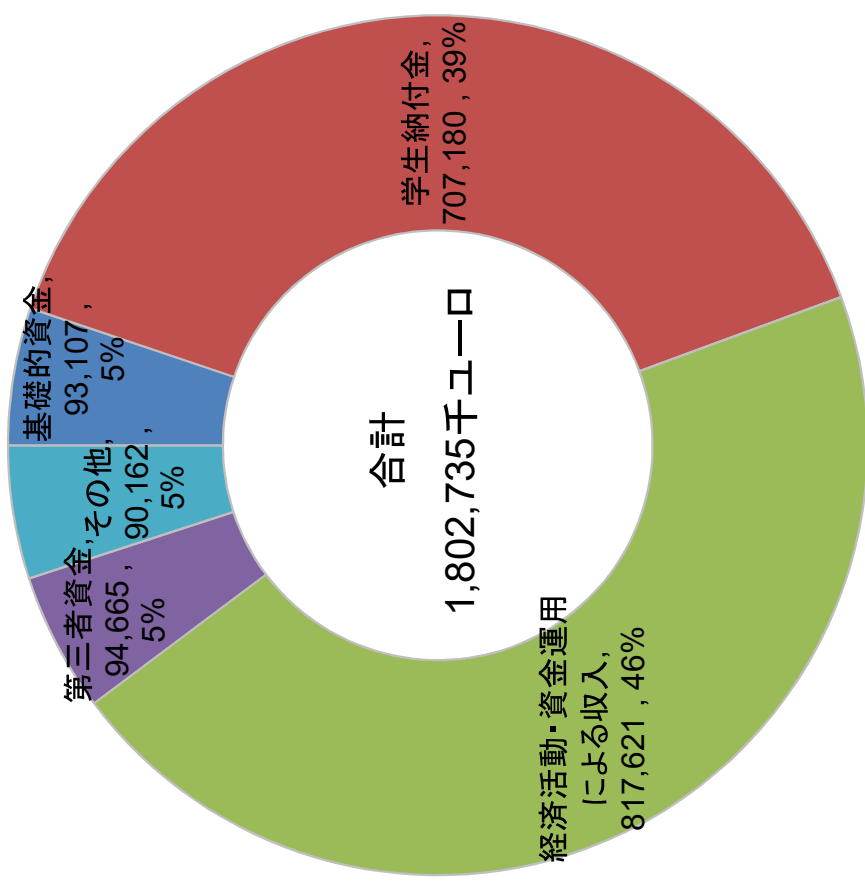
連邦教育省の統計 (U.S. Department of Education, Digest of Education Statistics 2015, Tab.333.40) を元に作成。

州立大学の収入の財源別比率は、連邦や州から支出される基礎的資金が50%、学生納付金が1%である。これに対して私立大学は、基礎的資金が5%、学生納付金が39%となっている。

## 州立大学収入の財源別構成(2014年)



## 私立大学収入の財源別構成(2014年)



(注1) 基礎的資金・・・各高等教育機関の概算要求に基づき、連邦や州から支出される基礎的経費に対する助成。

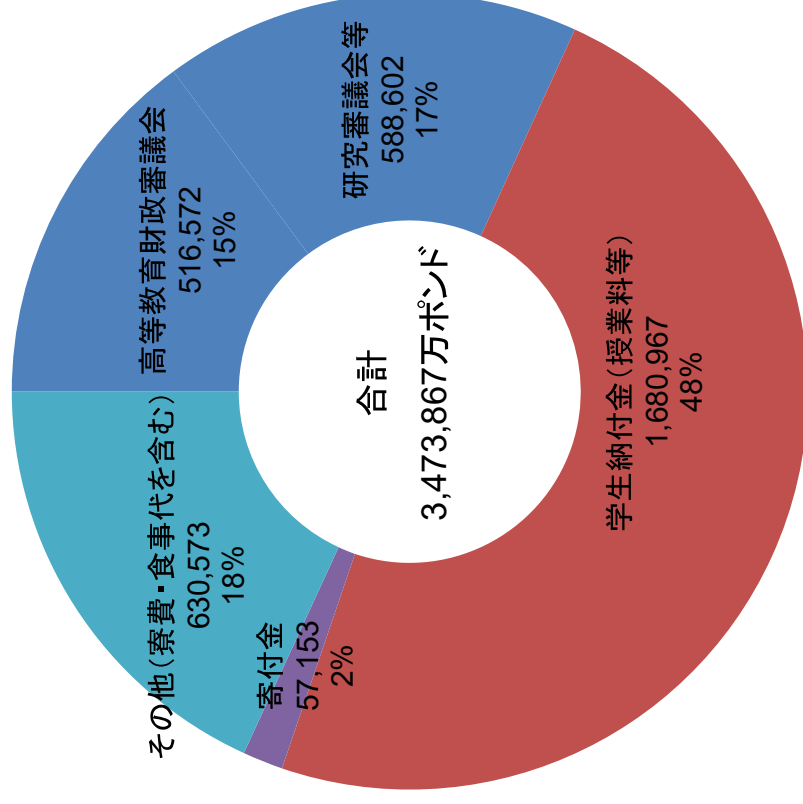
(注2) 第三者資金・・・高等教育機関の教員の研究プロジェクト等を支援するための学外機関の競争的資金。

(注3) 経済活動・資金運用による収入・・・賃貸収入、企業や株式に収益（例えば配当金）、不動産及び不動産、株式の譲渡による収益などの試算による収入（利子収入を除く）、公的部門及びその他の部門からの利子収入、スポンサーからの収入、その他の経済活動による収入（出版物、鑑定書、講演による収入、チャール学修課程や学修マジュールの商品化、免許や特許による収入、第三者による施設の利用料金、学生の消耗財の使用料金、動物病院の収入、実験農場の生産品の売却による収益、商品と委託販売による収益、保険の利用による収入、罰金及び過料による収入（裁判費用を含む））等

イギリスの大学は、唯一の私学であるバッキンガム大学を除き、国立大学であり、公財政（高等教育財政審議会、研究審議会等の合計）が32%、学生納付金が48%となっている。

※小数点以下を四捨五入しているためグラフの合計値とは一致しない。

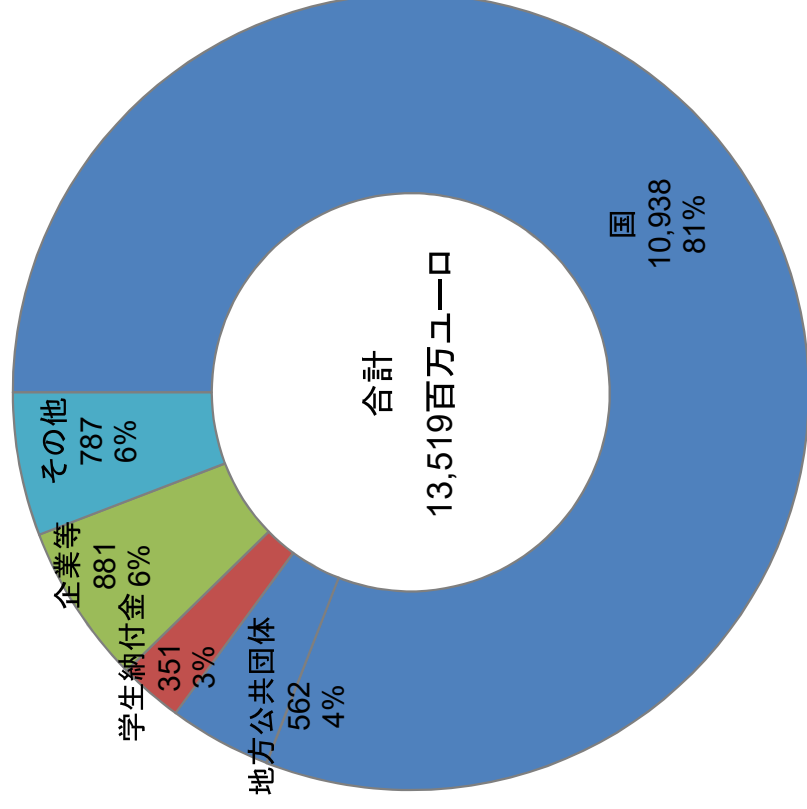
## 国立大学の財源別構成（2015年度）



(注1) 高等教育財政審議会・・・ビジネス革新技能省の下に置かれている国の高等教育補助金配分機関。各大学への政府補助金の配分を行う。  
(注2) 研究審議会等・・・科学研究助成機関で、ビジネス革新技能省の下に置かれ、分野別に7つの機関からなる。

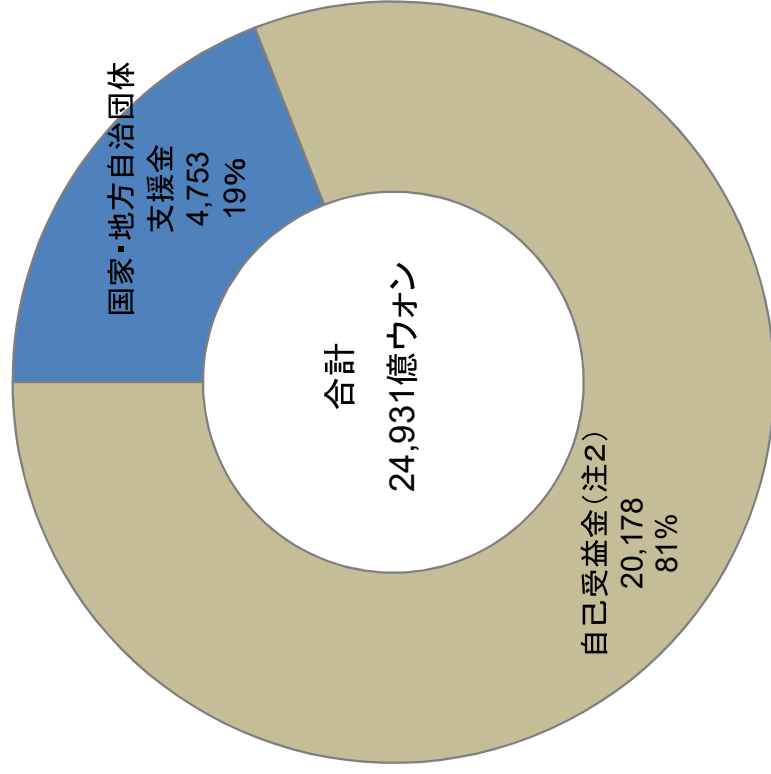
フランスでは、大学は国立機関であり、財源の約9割は国・地方公共団体からの公財政である。

## 国立大学の財源別構成(2015年)

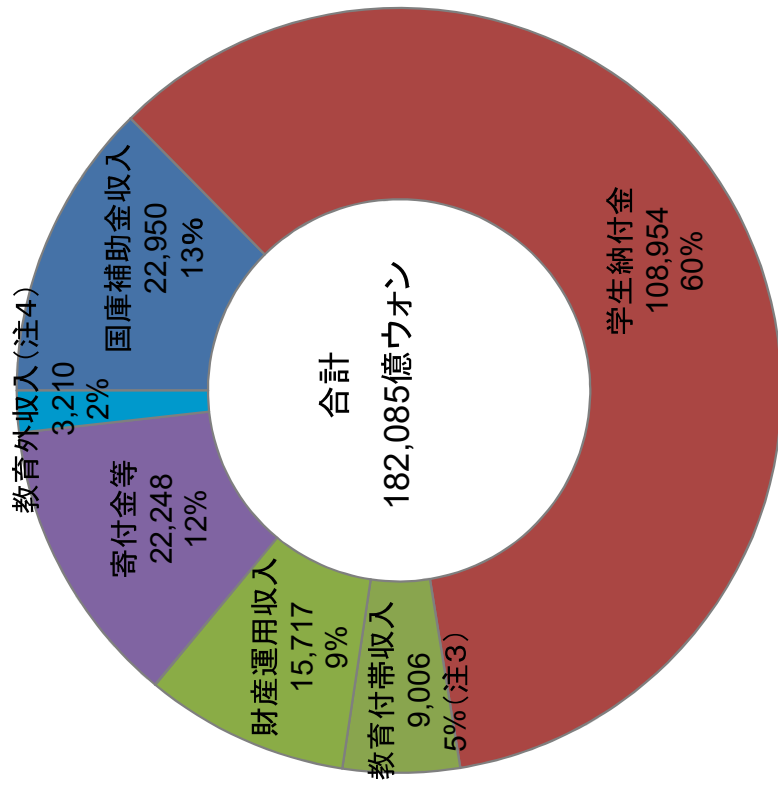


韓国では、国公立大学の財源における国家・地方自治団体支援金の比率は、19%である。高等教育機関の約8割を占める私立大学の収入の財源別比率は、国庫補助金収入が13%、学生納付金が60%等となっている。

## 国公立大学(注1)収入の財源別構成(2015年度)



## 私立大学収入の財源別構成(2015年度)



- (注1) 国公立大学・・・国立大学、国立教育大学、公立大学を含む。
- (注2) 自己受益金・・・学生納付金、寄附金、事業収入等の大学の独自収入。
- (注3) 教育付帯収入・・・入試手数料収入、証明・使用料収入、その他教育付帯収入を含む。
- (注4) 教育外収入・・・預金利子収入、収益財産収入、その他教育外収入を含む。

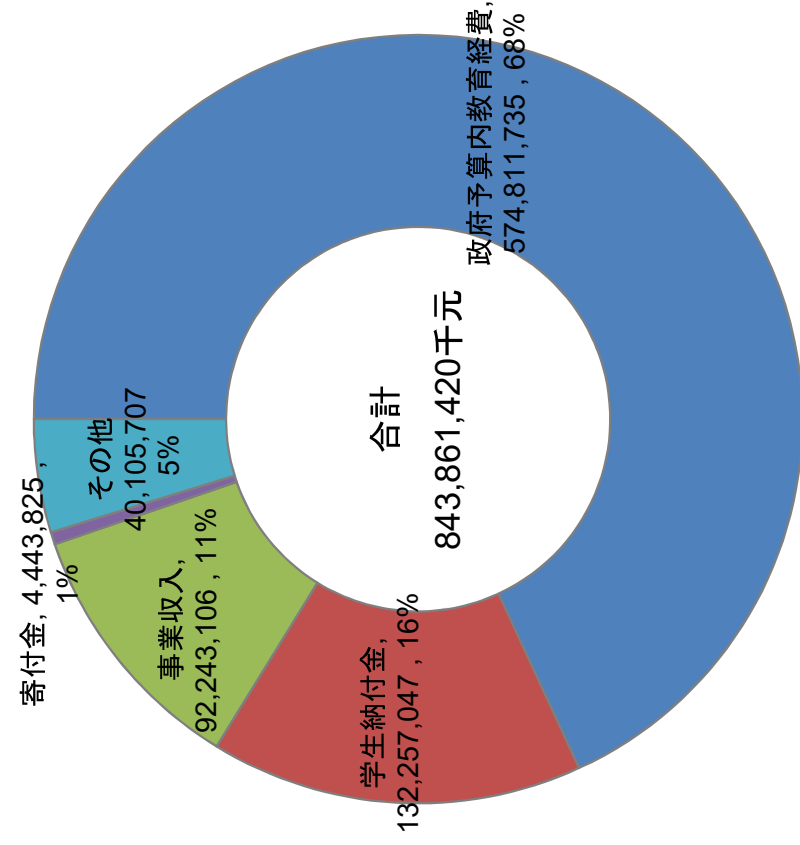
※数値は、病院収入や産額連携関連の資金は除いた財源別構成となっている。

教育部・韓国教育開発院(2015年)『教育統計年報』を元に作成。

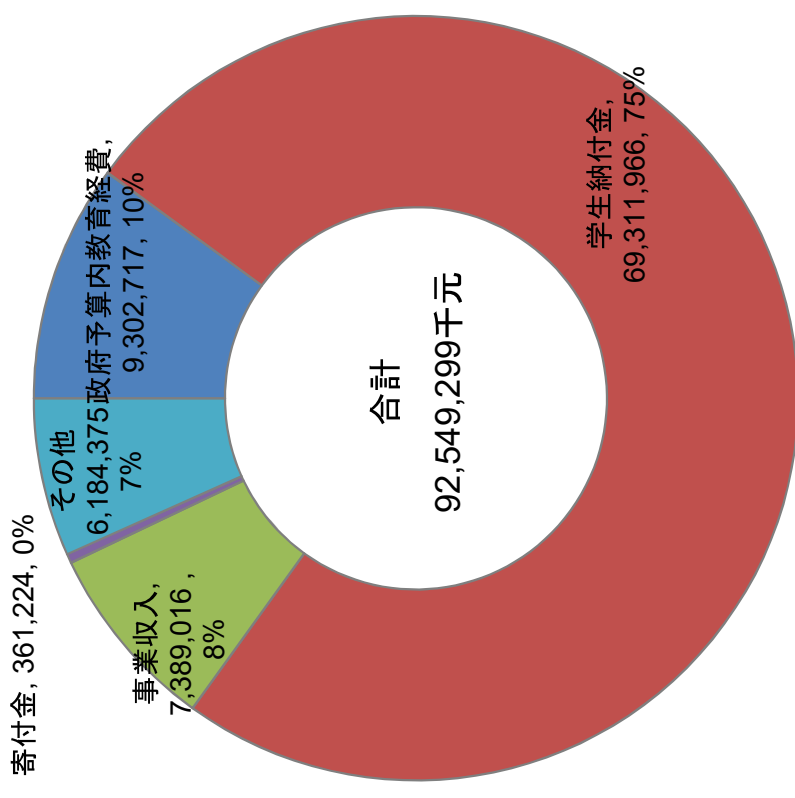


国公立大学の収入の財源比率は、公財政が68%、学生納付金が16%となっている。これに対して私立大学の収入は、公財政が10%、学生納付金が75%となっている。

## 国公立大学の財源別構成(2015年)



## 私立大学の収入の財源別構成(2015年)



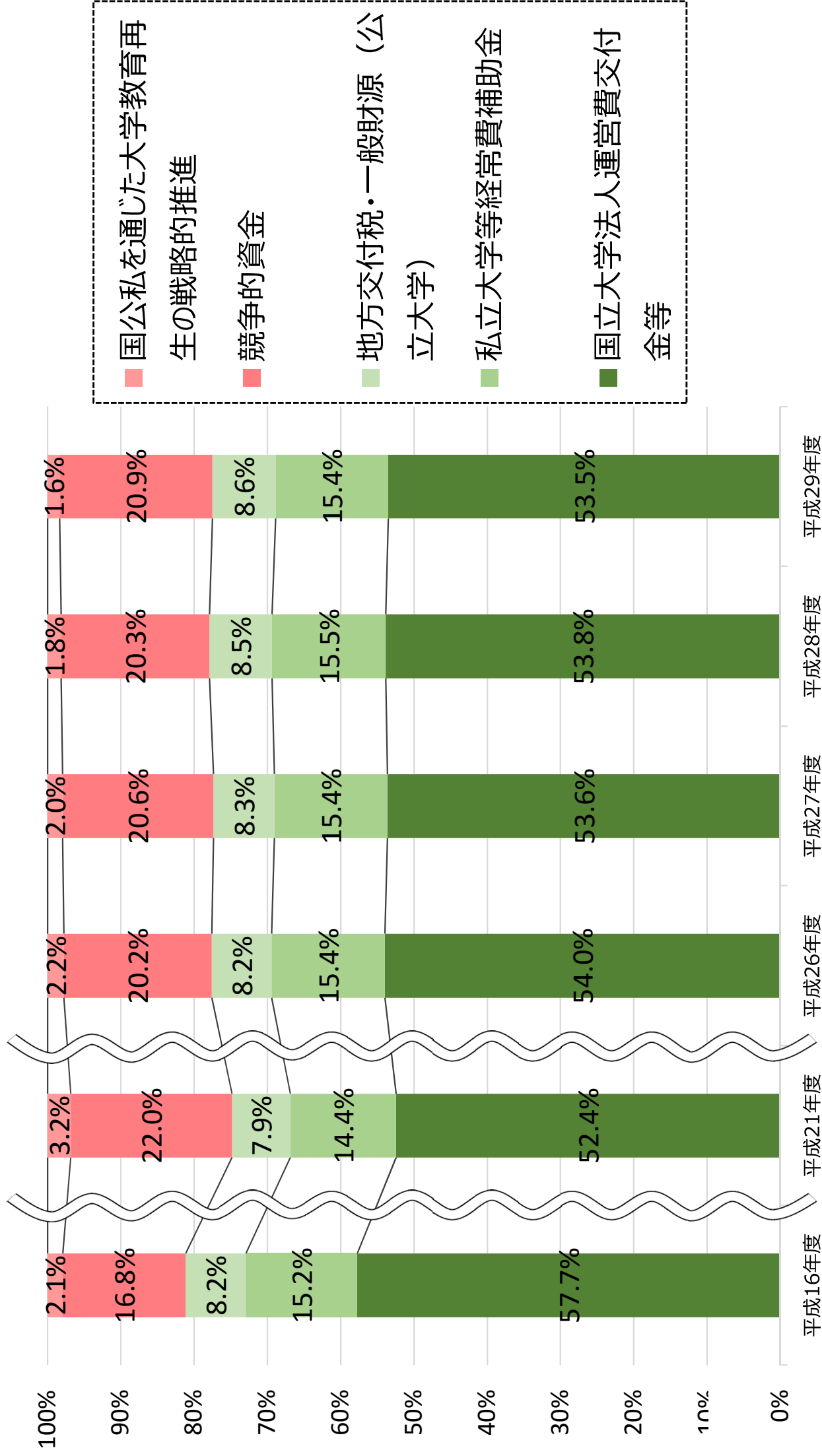
注1: 大学, 専門学校, 職業技術学院についての数値である。成人高等教育機関は含まない。  
 注2: 政府予算内教育経費に関連した収入は、国・地方の支出である。



# 補足資料

- ・ 基盤的経費と競争的経費の割合の推移
- ・ 大学等奨学金事業について
- ・ 寄附額の推移
- ・ 研究収益等の推移
- ・ 国立大学法人における自律的な経営による活動の活性化

# 基盤的経費と競争的経費の割合の推移



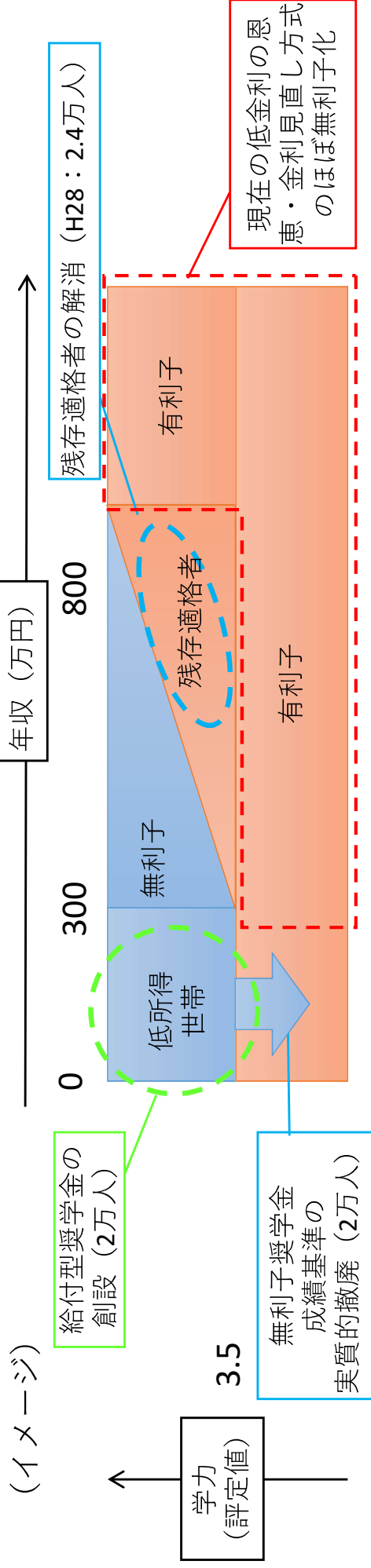
注) 割合は各年度における当初予算（一般会計）を基に算出。  
 国立大学法人運営費交付金等は大学共同利用機関法人分も含む。  
 私立大学等経常費補助金は大学及び短期大学のほか、高等専門学校を設置する学校法人分も含む。  
 地方交付税・一般財源（公立大学）については都道府県市負担額（公立大学協会調べ）を基に算出。  
 競争的資金は公募等の結果大学外にも配分されている。

# 大学等奨学金事業について

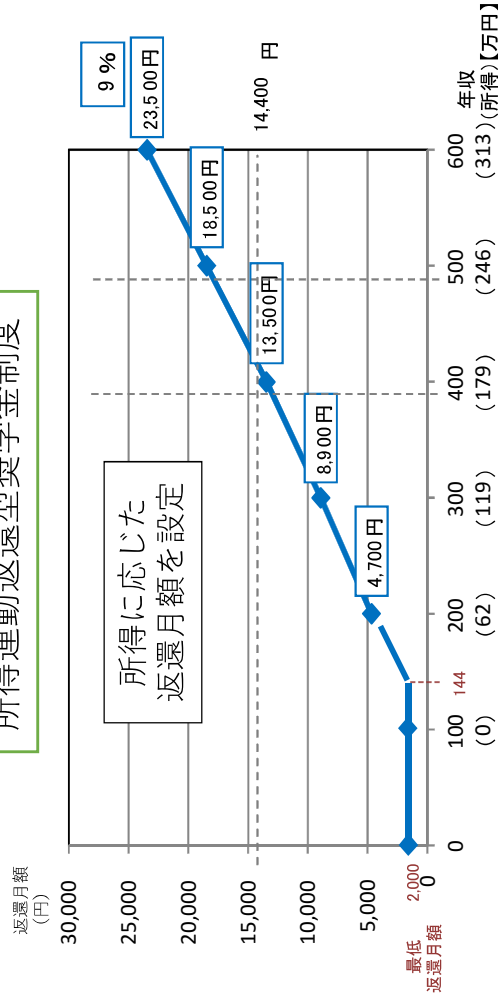
意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、

- ・ 給付型奨学金の創設
- ・ 低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃
- ・ 無利子奨学金の貸与人員の増員（残存適格者の解消）
- ・ 「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施

など、大学等奨学金事業の充実を図る。



## 所得連動返還型奨学金制度



## 参考：住民税非課税世帯の生徒数

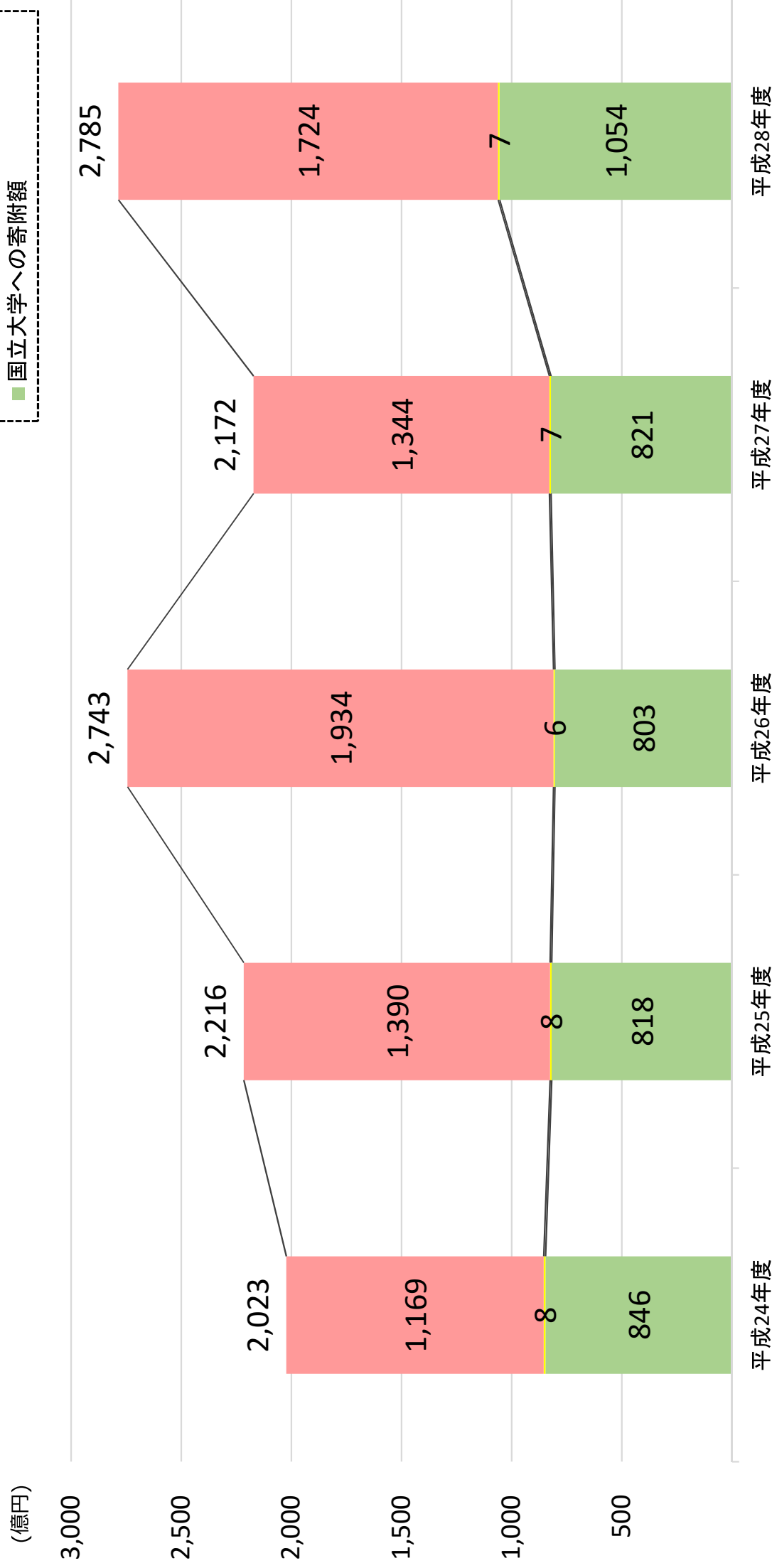
- 高校1学年あたりの生徒数 (概数)
- ・ 児童養護施設退所者 — 約2千人
  - ・ 里親出身者 — 約1.5万人
  - ・ 生活保護世帯※ — 約14.2万人
  - ・ 住民税非課税世帯※ — 約14.2万人
- 計15.9万人

うち対象となるのは  
大学等進学者  
(6.1万人程度と推計)  
奨学金貸与者：4.5万人  
うち無利子：2.5万人

※ 高校生等奨学給付金の受給実績に基づく

# 寄附額の推移

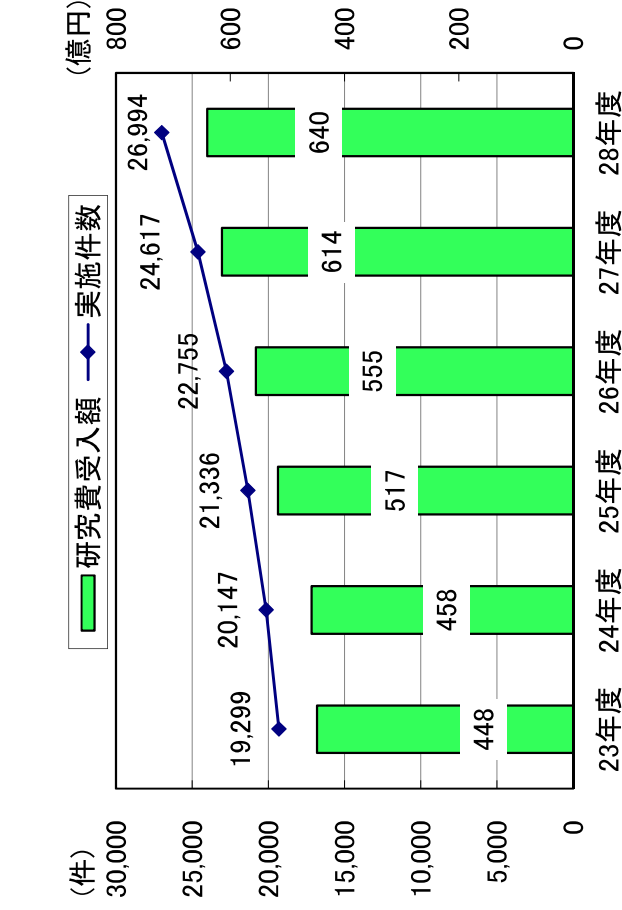
- 大学を設置する学校法人への寄附額
- 公立大学への寄附額
- 国立大学への寄附額



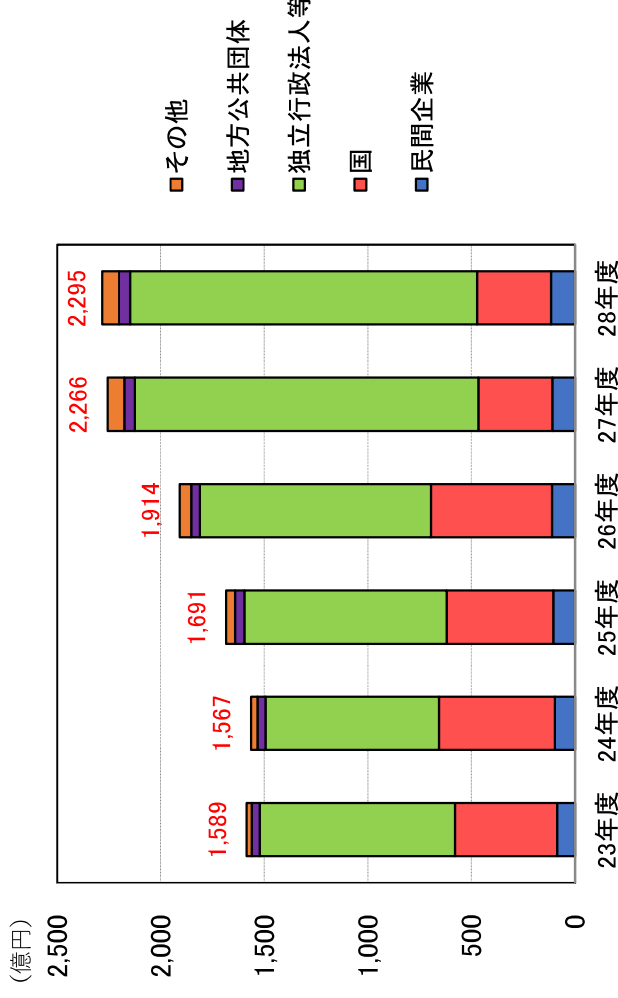
注) 大学を設置する学校法人への寄附について、平成26年度の寄附金受入額には、ある学校法人への巨額の現物寄附を含む。

【出典】公立大学への寄附：平成29年度公立実態調査より（文部科学省調べ）  
 大学を設置する学校法人への寄附：私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成26年度版及び平成28年度版）」より文部科学省作成

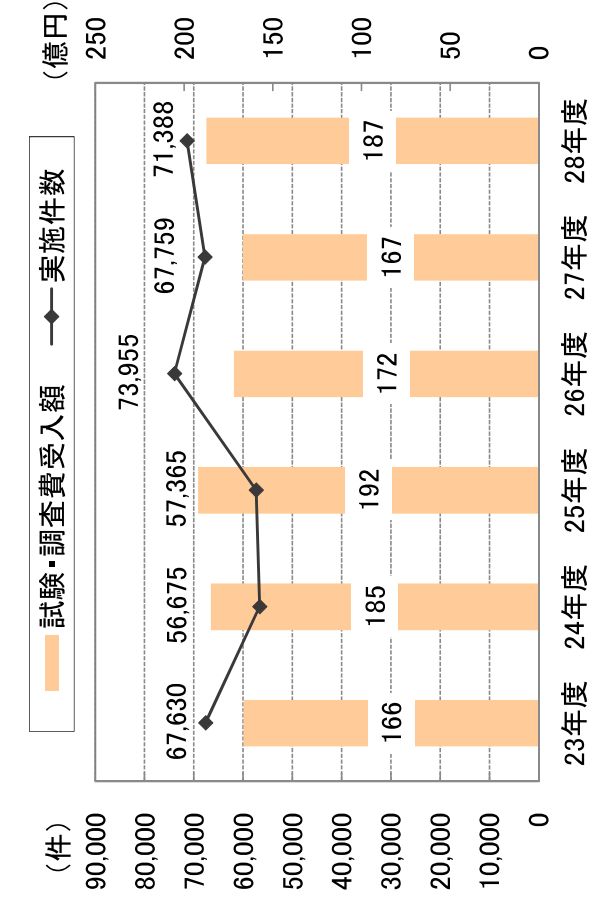
## 【共同研究全体の実施件数及び研究費受入額の推移】



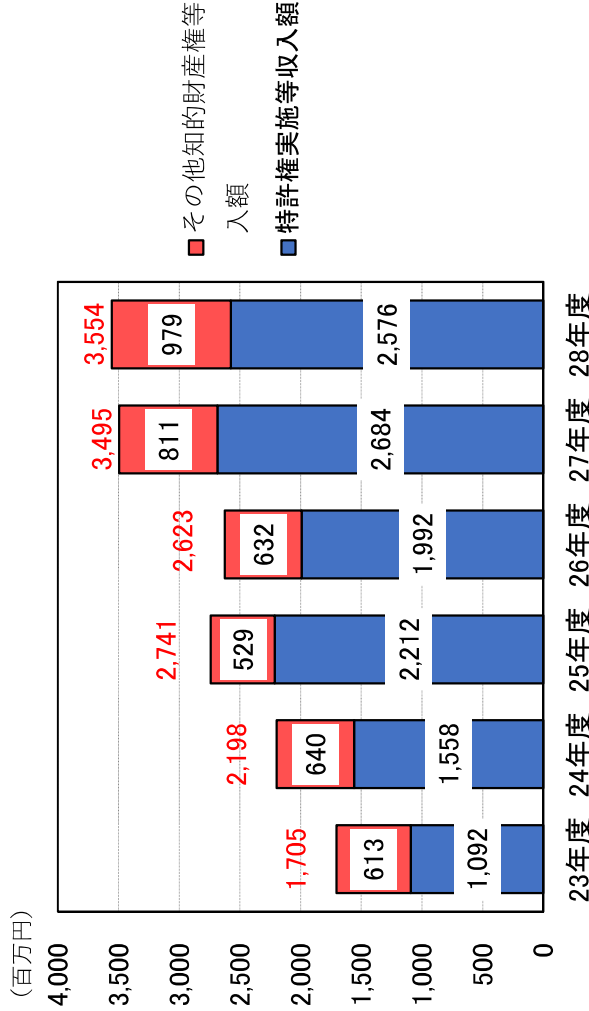
## 【受託研究全体の相手先別研究費受入額の推移】



## 【治験等の実施件数及び試験・調査費受入額の推移】



## 【知的財産権等収入額の推移】



- 当初からの裁量の拡大に加え、経営力向上に資する規制緩和等の実施により、外部資金の獲得が増加、国立大学の自律的教育研究が展開。
- 一方で、国の財政状況により、財源の多様化・拡大が大きな課題。

## 当初の狙い

大学ごとに  
法人化し、  
自律的な運  
営を確保

実行

### 【裁量の拡大】

- 予算等に関する大学の裁量を拡大
- 学外者の経営参画を法定化し、法人経営力の向上
- 指定国立大学法人制度の開始  
(H29国立大学法人法改正)

### 【規制緩和の拡大】

- 大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能に(H25産業競争力強化法)
- 土地等の第三者貸付対象の拡大(H29国立大学法人法改正)
- 寄附金等を原資とする業務上の余剰金の運用を、より収益性の高い金融商品に拡大(H29国立大学法人法改正)
- 税制上の措置(税額控除の導入(H28)、評価性資産の寄附に係る非課税要件緩和(H30))

### 【運営費交付金改革による改革の促進】

- 「3つの重点支援の枠組み」を創設
- 係数によって拠出された財源(毎年度約100億円)を評価結果に基づいて再配分(H28~)(第3期3年目(H30年度)で累積300億円)